

児童手当

氏名住所

等変更届

四條畷市長 あて

てい 堤

しゅつ 出

ねん 年

がつ 月

び 日

※受付確認年月日

れいわ 令和

.

.

れいわ 令和

.

.

受給者	変更前	氏名（法人名等）	□ 個人番号変更等申出届			
		住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -			
	変更後	氏名（法人名等）		職業	ア. 被用者 イ. 公務員(勤務先:) ウ. 被用者でない者	
		住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -			
		公的年金制度の種別		ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他()		
変更年 月 日		令和 . .				

配偶者・児童	変更前	氏名（法人名等）			
		住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -		
	変更後	氏名（法人名等）			
		住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -		
	変更年 月 日		令和 . .		
	変更前	氏名（法人名等）			
		住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -		
	変更後	氏名（法人名等）			
		住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -		
	変更年 月 日		令和 . .		

備考	変更前	氏名（法人名等）			
		住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -		
	変更後	氏名（法人名等）			
		住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -		
	変更年 月 日		令和 . .		

この届出の記載内容について公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)により調査されることを承諾します。

〒575-

住所
(法人の主たる事務所の所在地)

四條畷市

氏名
(法人名等)

電話番号 ()

- 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- 字は、楷書ではっきり書いてください。
- 署名に代えて、記名・押印することができます。

本人確認書類 確認欄
来庁者（受給者・配偶者等・その他）
□ マイナンバーカード □ 運転免許証
□ 健康保険証 □ その他（余白に記入）

処理欄	台帳変更日	令和 年 月 日	認定区分	認定番号				
			被・非・特					
	□ 受給者の氏名が変わった場合		⇒ □ 座変更届（名義変更）					
	□ 受給者の加入する公的年金制度の種別が変わった場合		⇒ この届に受給者本人の保険証の写しを添付					
□ 受給者と児童が別居となった場合		⇒ 別居監護申立書						

ちゅうい
注 意

1 この届は、以下の場合に提出してください。

- ① 受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
- ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、受給者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者をいいます。以下同様です。）が氏名又は住所を変更した場合
- ③ 受給者の配偶者等が氏名又は住所を変更した場合
- ④ 受給者が配偶者等を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
- ⑤ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合

2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が四條畷市内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。

3 児童等の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって確認することができるときは、当該書類は省略することができます。

- ① 四條畷市から他の市町村に住住所を変更した場合
- ② 他の市町村から更に別の市町村に住住所を変更した場合
- ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合

4 児童等の住所の変更のうち、留学により日本国内に住住所を有しなくなった場合は、当該児童等が日本国内に住住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。

5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。